

日本法政学会

法政論叢

第27巻

シンポジウム「現代社会における責任」

第73回「日本法政学会」(1990年度)

秋期総会をかえりみて	黒田 了一	1
国家賠償と損失補償	抱喜久雄	3
現代社会における行政の責任 —保育行政を中心として—	東條 武治	15
現代社会と民事責任	田井 義信	23
現代社会と刑事責任	石堂 功卓	32
イェーリングと近代日本法学	山口 廻彦	41
一国兩制の概念とその問題点	吉川 智	53
英国における「情報の自由」 —政府情報公開問題の動向について—	畑 雅弘	63
事実婚解消の際の財産の公平な分配 —オーストラリアの事例を中心として—	小川 富之	72
西ドイツ刑事訴訟法における検事と 刑事警察の捜査上の事務配分	田和 俊輔	90
戦争法における文明の概念	半田 伸	100
日本学術会議だより		

啓文社

1991

The Japan Association
of Legal and Political SciencesThe Review of Legal
and Political Sciences

No. 27

Symposium "Responsibility in the Contemporary Society"

Introduction	Ryoichi Kuroda	1
Das Studium über die Staatsersatzhaftung und die Entschädigung	Kikuo Kakae	3
On the Administrative Responsibility concerning the Day Nursery in the Modern Society	Takeji Toho	15
The Civil Liability in the Present Day	Yoshinobu Tai	23
Criminal Liability in a Modern Society	Kotaku Ishido	32
Jhering and Jurisprudence in Modern Japan	Michihiko Yamaguchi	41
"One Country, Two Systems": The Concept and Problems	Satoshi Yoshikawa	53
Public Access to Government-held Information in U. K. —Recent Attempts at Reform	Masahiro Hata	63
Property Distribution upon the Breakdown of De Facto Relationships	Tomiyuki Ogawa	72
Zur Position des Staatsanwaltes auf dem Gesetz und zu seinem Befugnis über die Ermittlung im bezug auf die Kriminalpolizei im Ermittlungsverfahren sowie im Vorverfahren in der Bundesrepublik Deutschland	Schunsuke Tawa	90
The Standard of Civilization in the Laws of War	Shin Handa	100

Keibunsha

1991

事実婚解消の際の財産の公平な分配

——オーストラリアの事例を中心として——

小川 富之

一 はじめに

わが国においては、婚姻の届出を基準に婚姻と非婚姻を区別し、届出の効行によって婚姻が近代化するという立法者の期待に反して、現実には多くの内縁関係が生じた。⁽¹⁾内縁を生じる主な理由としては、明治民法で採用された届出婚主義がそれまでわが国で行われていた婚姻慣行と異なっていたこと、「家」制度に基づく制約を中心とする法的な婚姻障害が存在したこと、⁽²⁾法律知識の欠乏や関心の少なさに加えて、当時の届出制度は馴染みが薄く利用しにくいものであったこと、⁽³⁾などが挙げられる。⁽⁴⁾この問題は、内縁の不当破棄という形で表面化し、必ずしも女性に限られないが、一般に経済的弱者である女性にとって非常に苛酷な状況を生ぜしめることが多く、その保護の必要性が、当事者の「無責任」と「弱者性」という観点から主張されてきた。⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾

このように、わが国の内縁問題は、その保護の問題としてスタートしたわけであるが、裁判所におけるリーディングケースとなるのは、大正四年一月二六日大審院連合部における婚姻予約有効判決である。⁽⁸⁾この判決により初めて内縁の不当破棄に対する救済が婚姻予約不履行という構成で図られることとなる。この婚姻予約法理に対し学説は、内縁の実態に関心を払わないと批判し、準婚理論を主張し、その後通説を形成してゆく。⁽⁹⁾内縁を婚姻に準ずる関係としてとらえるこの準婚理論は、戦後昭和三三年四月一日最高裁判決で採用され、現在まで多くの判例が積み重ねられてきた。⁽¹⁰⁾

しかしながら、伝統的習俗の衰退、「家」制度の廃止、届出効行の定着等により、従来の止むを得ない事情から生じていた内縁から、当事者の責任による内縁へと実態が変化してきたことが指摘され、準婚理論の見直し、内縁保護法理の再検討が主張されている。⁽¹¹⁾つまり、内縁の成立には婚姻意思と夫婦共同生活が必要であるが、婚姻意思のつきりしない関係、法律婚を否定するような内縁が出現し、また、夫婦共同生活の多様化により、内縁とは言えないような関係が出現したこと（婚姻に準じて扱うことに対する疑問）。内縁保護の法理は、内縁当事者の無責任性と弱者性を背景とするものであったが、今日では無責任も弱者性も従来より弱まってきたこと（保護の必要性の減少）。

内縁問題で最も議論されたのは不当破棄に対する救済であり、準婚理論は内縁解消に関し離婚原因を基準にその不法性を判断していたが、破綻主義離婚法の下では離婚そのものを不法行為とすることができなくなったこと（不法性の判断が困難になってきた）。不法行為構成の批判から準婚関係に離婚財産分与規定の準用が主張されるが、今日の内縁を準婚として扱えるかどうか疑問が残ること（新たな理論の必要性）。このような批判がこれまでに主張されてきた。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

内縁の枠を越える事実婚、内縁と認定されない事実婚の出現により、準婚理論で婚姻的效果を付与することは困難となったが、このような事実婚にもある程度の共同生活が存在する以上その解消の際に生ずる問題を処理する必要性は存在すると思われる。⁽¹⁴⁾また、従来は、わが国の内縁問題は届出婚主義を採用したために必然的に生じた、わが国特有の問題とされてきたが、今日のような事実婚の出現により、諸外国における同様の問題と比較検討できる状況が出現したといえる。⁽¹⁵⁾そこで、本稿では、法律上の婚姻と事実婚とを区別しながら、事実婚解消の際に生じていた不公平、特に財産上の不公平を解消する立法として諸外国が注目しているオーストラリア式の解決方法を検討することとする。

二 オーストラリアにおける事実婚問題の発生

1 事実婚の実態

オーストラリアにおいては、近年事実婚の数が急激に増加してきたと言われている。⁽¹⁶⁾ その状況については資料1 統計資料の表で示したように、数においては一九七一年の三四、一六六人から一九八二年の三三七、三二六人と一〇倍にも増加しており(表1)、事実婚を含めた婚姻全体に占める割合は一九七一年には〇・六%であったものが一九八二年には四・七%となっている(表2)。⁽¹⁷⁾ このような事実婚は特に若い世代に遠くみられるが、五〇歳以上の者の中にもかなりの数の事実婚が存在することは注目し値すると思われる(表3、4)。⁽¹⁸⁾ この傾向はニュー・サウス・ウェールズにおいても同様である(表5)。⁽¹⁹⁾ これを婚姻の場合と比較してみると(表6、7)、二〇代までは婚姻関係にある者の割合が二〇%にも満たないが事実婚の場合は半数以上が二〇代に集中していることがわかる。事実婚の雇用状況をみると、僅かではあるが失業者に事実婚が多いようである(表8)。⁽²⁰⁾ また、婚姻経験の有無に関しては、経験の無い者の間で事実婚の割合が高いと報告されている。⁽²¹⁾ 次に事実婚の継続期間をみると、一年未満で終了している者は僅か一二・九%で一年以上五年未満の者が半数以上を占めており、一年以上以上継続している者は非常に僅かであることがわかる(表9)。⁽²²⁾ このことから事実婚は単に一時的なものでもなくまた永続的なものでもないと考えられる。事実婚当事者の多くは将来的には婚姻をする意思を有している者が多く、⁽²³⁾ 事実婚継続中に子供を出産している者は二〇%にも満たないとも報告されている。⁽²⁴⁾ これらの点から推測すると、オーストラリアにおいては、事実婚は婚姻へと至るワンステップとして利用されており、⁽²⁵⁾ 経済的、精神的に婚姻に自信が持てるまで現状を維持するという考えが増加しているように思われる。⁽²⁶⁾ これに加えて、事実婚に対する社会的非難が減少したことなどにより今後このような傾向は強くなると思われる。⁽²⁷⁾

2 従来への対応

他のコモンロー諸国⁽²⁸⁾に比べ、オーストラリアにおいては事実婚保護は消極的なものであった。⁽²⁴⁾ 特に解消の際の財産の配分に関してこの傾向がはっきりと現れていた。婚姻関係にある配偶者間の財産に関しては、連邦家族法(Family Law Act 1975)が適用され、⁽²⁹⁾ 財産の公平な分配が実現されていたが、⁽³⁰⁾ この法律は事実婚には適用されないため裁判所は一般法によらざるをえなかった。裁判所は、復帰信託および立て替えの推定、復帰信託、法定信託等の理論で公平な財産配分の実現を図ろうとしたが、オーストラリアにおいてはその解釈は消極的であった。⁽³¹⁾ 従って、非財産的貢献はもちろんのこと、間接直接にかかわらず財産的貢献も考慮に入れられることなく、その名義に従って財産を処理することになり、⁽³²⁾ 事実婚解消の際に著しい不公平が残されていた。⁽²⁷⁾ そこで、ニュー・サウス・ウェールズ州で初めて制定法による事実婚の保護が図られることとなる。

三 オーストラリアにおける事実婚保護の現状

ニュー・サウス・ウェールズ州では一九八四年一〇月三一日にDe Facto Relationships Act (以下DFRAと表す)が制定され翌年の七月一日より施行されている。この法律は、第三条(条文については資料2 関連条文として私訳を付けてあるので参照のこと)で事実婚を定義し、⁽³³⁾ 財産の清算、扶養、同棲および別居の合意の三点を中心に規定している。

財産の清算に関しては第二〇条で、裁判所に正義公平の観点から判断を下す権限を付与している。裁判所は、この権限を行使する際に、⁽³⁴⁾ 事実婚当事者の財産的貢献のみでなく非財産的貢献も考慮に入れ、直接的貢献のみでなく間接的貢献も考慮に入れることが可能となり、⁽³⁵⁾ 事実婚解消の際に財産を公平に清算することが可能となった。特に、主婦または親としての立場で為された貢献、相手方当事者の福祉および家族のために為された貢献を考慮に入れて財産の清算ができることは、主婦型の事実婚当事者にとり、家事労働を財産の清算に際し評価されるということであり、これまでのコモンロー原理の欠陥を改善するものである。さらに、この規定は貢献と財産との間の関連性を要求して

いない。従って、貢献の事実が存在し事実婚継続中に財産が獲得されたという事実が存在すれば、結果としてその財産は貢献を考慮に入れて配分されることとなる。財産の清算に関してとられている考え方は、第一九条で規定されているように、事実婚解消の際の財産関係を終局的に解決し、将来の紛争を避けるということであり、将来的な要素は考慮に入れることができないと解されている。その根拠は、婚姻と異なり事実婚解消後は互いにかなる義務も有すべきではないと考えられるからである。⁽⁸⁹⁾

扶養に関しては、第二六条で規定されているように、例外的に扶養義務を認めている。その理由は、事実婚当事者が婚姻をしないことにより婚姻の効果を回避しようと望んでいるような状況においても扶養を受ける地位を継続させる必要性があるのかという反対意見と、事実婚のように一般に不平等で搾取的になりがちな経済的弱者の保護としての扶養義務を認めるべきであるという賛成意見の調和を図るものである。⁽⁹⁰⁾ 賛成意見としては、子供の福祉という点も指摘されていた。扶養の内容については第二七条で規定されており、事実婚当事者間の子供の養育のため、または、その事実婚のために所得能力が減少したために扶養を必要とする場合に限って相手方に扶養義務を課している。私的扶養と公的扶助の関係についてもはっきりと規定しており、扶養命令が他の公的扶助に影響を及ぼさないとされている。これらのことから、事実婚当事者間の扶養義務は、子供の福祉の必要性のある場合を除いて、事実婚によって損失をこうむった者が相手方に対して請求する補償的な意味をもっていると考えられる。

同棲および別居の合意に関しては第四四条で規定されており、同棲しようとする者または別居しようとする者が自分たちの財産の問題、扶養の問題をDIFRAによらずに解決するため契約を締結することを認めている。従来はこのような契約は公序良俗に反し無効とされていたが、一九八二年にニュー・サウス・ウェールズ州控訴院で判例変更があり、DIFRAはこれに制定法上の根拠を与えるものである。婚姻関係にあるものについては連邦家族法に規定があり、公序良俗に反しない限り自分たちの財産問題、扶養問題に関して契約を締結することが認められているが、DIFRAでは裁判所が契約につき判断をする代わりに弁護士の名による証明を要求している。これは、事実婚に関しては当事

者の自治を奨励するものであり、従って、婚姻当事者間に生じると同様の効果を生じさせる合意をすることも、全く扶養義務を排除する合意をすることも可能である。⁽⁹⁴⁾ オーストラリアにおいては要扶養者はまず社会により扶養されるという考え方がとられており、扶養義務が全く排除された場合には、要扶養者は公的扶助に頼ることとなる。⁽⁹⁵⁾

四 おわりに

以上のようにニュー・サウス・ウェールズ州では事実婚に対する保護が制定法により図られているが、その後一八七七年にヴィクトリア州においても事実婚解消の際の財産の清算に関する法律が制定された。⁽⁹⁶⁾ 事実婚保護に関しては、解消の際に生ずる財産配分の不公平および扶養義務を認めないことによる苛酷な結果を克服するという目的と、事実婚を婚姻と同一視することに対する強い反対を克服するという二つの目的をいかに調整するかということがである。オーストラリアの立法は、事実婚を積極的に維持するのではなく、その共同生活を単に社会に存在する事実として承認し、婚姻の制度を維持しながら、解消の際に生じる問題を婚姻とは切り離れた形で、事実婚の共同生活自体を評価し、それを根拠にして公平に処理しようとするものであると考えられる。つまり、事実婚をしたことによって当事者が与えた利益を財産の清算の際に返還し、反対に、失った利益については扶養という形で補償するとともに、当事者の自治を認めようとするものである。当初事実婚保護に反対する者から事実婚の増加は婚姻率の低下、家族の崩壊、片親家族での子供の成長等の問題を発生させると主張されていたが、第二章でも述べたように、あまり影響は出ていないようである。

今のところわが国では事実婚の問題はそれほど多く発生していないようであるが、このような事実婚に対し従来の準婚理論の適用を排除するとすると、オーストラリアにおいて生じたのと同様の問題、つまり、事実婚解消の際の財産配分に際して著しい不公平が予想される。事実婚に対してどのように対応していくかまだははっきりしていないし、オーストラリアと日本では社会的基盤も相違しているが、この問題を考えていく上でオーストラリア式の解決方法も

一つの参考となるのではないかと考へる。

(注)

- (1) 梅謙次郎『民法要義四』（有斐閣（復刻版）、一九八四年）一〇五〜一〇八頁。法典調査会における起草委員の意見として、『法典調査会民法議事速記録二六』（商事法務研究会（復刻版）、一九八四年）一八六、二二二〜二二三頁。
- (2) 内縁に関してはこれまでにいくつかの調査が行われているが、その調査結果の収録されている報告書または掲載誌を紹介するものとして、太田武男編『内縁問題研究資料集成』（有斐閣、一九八七年）第五部第三章参照。
- (3) 明治民法七五条。
- (4) 婚姻に関する慣例については、『全国民事慣例類集』（商事法務研究会（復刻版）、一九八九年）四一頁以下参照。
- (5) 相続人去家禁止の原則、廃家禁止の原則、両親・戸主の同意等のため法律上必然的に内縁にとどまる者が多く存在した。このような法的婚姻障害を指摘する戦前の報告として、中島玉吉「内縁の夫婦に就いて」法学論叢一〇巻三号（一九三三年）一頁以下。
- (6) 特に労働者層にこのような理由で内縁関係にとどまる者が多く生じ、内縁問題を一層深刻にしたとされる。この傾向を指摘するものとして、飯尾敏郎「内縁原因に関する一考察」家庭裁判月報四号（一九五一年）七〇頁など。
- (7) 内縁保護理論の展開に関しては、太田武男『家族法の理論と展開』（一粒社、一九八八年）三頁以下に詳細に纏められている。
- (8) 民録二一輯四九頁。この判決の理解に関しては学説に对立があるが（喰孝一「婚姻予約有効判決」の再検討（一）」「法律時報三二巻三、四号（一九五九年）、喰孝一「佐藤良雄」統「婚姻予約有効判決」の再検討（一）」「法律時報三二巻一〇、一一号（一九五九年）、川井健「内縁の保護」婚姻予約有効判決をめぐって」現代家族法体系²（有斐閣、一九八〇年）参照）、裁判所は、婚約から届出に至るまでをすべて正当なものと評価し、その後の判例（大審院大正八年六月一日判決、民録二五巻一〇一〇頁）で婚姻予約について公然性の要件も緩和され、保護が拡大されていった。
- (9) 準婚理論の形成に関しては、二宮周平「内縁」民法講座7（有斐閣、一九八四年）に体系的に整理されている。
- (10) 民集一二巻五号七九〇頁。

- (11) これまでの判例を纏め問題を整理するものとして、泉久雄「内縁問題に思う」現代家族法の課題と展望（有斐閣、一九八二年）。
- (12) 武井正臣「内縁の法的保護の再検討」婚姻法の研究（上）（有斐閣、一九七六年）一五二頁、不破勝敏夫「これからの内縁保護」広島法学二巻二・三合併号（一九七八年）一一三頁、太田武男「内縁保護の現段階と今後の問題」家庭裁判月報三二巻一〇号（一九八〇年）二五頁など。
- (13) 二宮・前出注（9）七〇頁以下参照。
- (14) 婚姻外男女関係の多様化が進む中で、それを類型化した法的評価を行うべく必要性は以前から指摘されている。例えば、中川淳「重婚の内縁の保護について」ケース研究二〇六号（一九八五年）二頁、「シンポジウム『内縁問題の現代的課題』」シュリスト六一八号（一九七六年）八四頁など。
- (15) 同棲一般については、棚村政行「同棲の法的保護」法学セミナー増刊「これからの家族」（一九八五年）一〇三頁以下。
- (16) オーストラリアにおける事実婚の現状については、小川富之「オーストラリアの事実婚」広島法学一三巻四号（一九九〇年）二七頁以下参照。
- (17) このような傾向は単にオーストラリアに限らず世界的なものでもよく指摘されている。New South Wales Law Reform Commission, Report on De Facto Relationships(1983), p. 43-44.
- (18) Marcia Neave, Legal Response to De Facto Relationships, Current Affairs Bulletin, v. 64, no. 3(1987), p. 20. 事実婚のうち六三%が婚姻経験の無い者であると報告している。
- (19) Institute of Family Studies が行った調査によると、男の三分の二、女の四分の三が将来婚姻する意志があると答えている。報告書として、Australian Institute of Family Studies, Living Together Working Paper, no. 10(1986), pp. 18-19.
- (20) New South Wales Law Reform Commission, Report on De Facto Relationships(1983), p. 57.
- (21) Australian Institute of Family Studies, Living Together Working Paper, no. 10(1986), p. 19.
- (22) 事実婚を生じる社会的要因については、小川・前掲注（16）二八頁以下。
- (23) 他のコモナー諸国の対応に関しては、三木妙子「同棲—英米法系における—」法学セミナー三二八号三六頁、石川利夫・棚村政行「婚姻外同棲の解消と財産関係の清算」法律時報五四巻三三号（一九八二年）九八頁など参照。

資料1 統計資料 (New South Wales Law Reform Commission, *Report on De Facto Relationships* (1983)に基づき作成)

表1 事実婚の傾向 (1971-1982)
事実婚をしている者の推移 [オーストラリア]

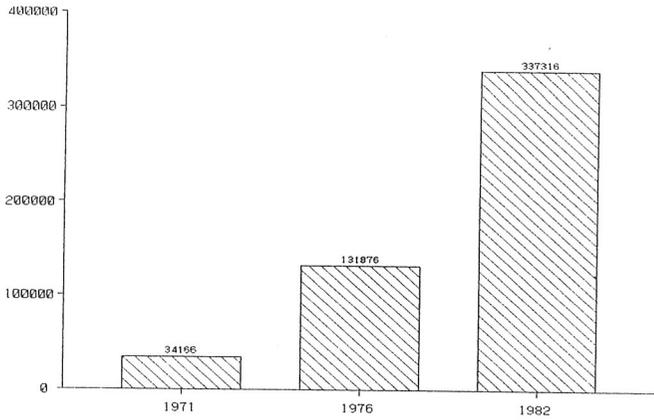
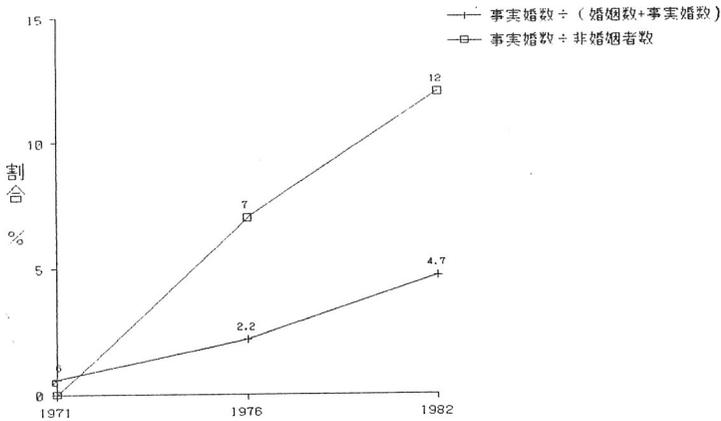


表2 事実婚の傾向 (1971-1982)

事実婚 ÷ (婚姻数 + 事実婚数) と 事実婚数 ÷ 非婚姻者数 [オーストラリア]



- ② Carol Foreman, Stephen O'Ryan, Guide to the De Facto Relationships Act New South Wales (Butterworths, Australia, 1985), pp.6-7.
 - ③ 婚姻解消の際の問題に関しては、武田政明「オーストラリア家族法における破綻主義の徹底」明治大学短期大学紀要三〇号 二九頁以下、森田二郎「オーストラリアの離婚」現代家族の機能障害とその対策（ミネルヴァ書房、一九八九年）二八九頁以下参照。
 - ④ 小川・前掲注②一三〇頁以下。
 - ⑤ Foreman, O'Ryan, Guide to the De Facto Relationships Act New South Wales, p.9.
 - ⑥ Act No.147, 1984.
 - ⑦ John H. Wade, De Facto Property-Remedial Legislation and Chancellor's Foot, Law Society Journal, v.25, no.3(1987), p.50.
 - ⑧ 事実婚の法律問題と法律事務所との関わりとを著成意見及び反論意見を随って、Richard Chisholm, De Facto Relationships Legislation in New South Wales, Australian Journal of Family Law, v.1, no.1(1986), p.90.
 - ⑨ Ibid., p.92.
 - ⑩ Seidler v. Schallhofer(1982)8 Fam LR 598.
 - ⑪ The Family Law Act 1975 S.87.
 - ⑫ Chisholm, De Facto Relationships Legislation in New South Wales, p.92.
 - ⑬ John H. Wade, Discretionary Property Scheme for De Facto Spouse—The Experiment in New South Wales, Australian Journal of Family Law, v.2, no.1(1987), p.76.
 - ⑭ The Property Law (Amendment) Act 1987. 註文は Carol Bartlett, De Facto Relationships: the state of play, Law Institute Journal, v.62, no.3(1988), pp.170-171.
 - ⑮ Neave, Legal Response to De Facto Relationships, p.22.
- ※ 本稿は、平成二年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

表5 事実婚関係にある年齢別の割合

〔ニュー・サウス・ウェールズ〕

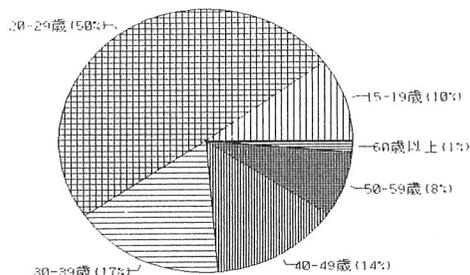


表6 婚姻関係にある年齢別の割合

〔オーストラリア〕

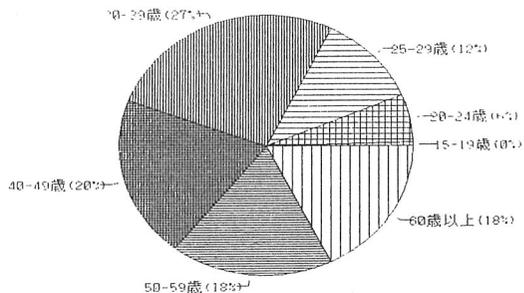


表7 婚姻関係にある年齢別の割合

〔ニュー・サウス・ウェールズ〕

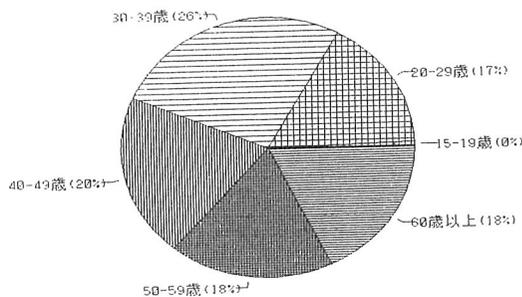


表3 年齢別にみた婚姻及び事実婚の数とその割合（1982年）

〔オーストラリア〕

年齢	婚姻	事実婚	合計
15-19	24,930 46.9%	28,240 53.1%	53,170 100.0%
20-24	396,400 80.5%	95,750 19.5%	492,150 100.0%
25-29	787,870 91.7%	70,850 8.3%	858,720 100.0%
30-39	1,794,200 96.0%	75,500 4.0%	1,869,700 100.0%
40-49	1,358,310 97.2%	39,340 2.8%	1,397,650 100.0%
50-59	1,213,540 98.0%	21,230 2.0%	1,234,770 100.0%
60以上	1,205,370 99.0%	6,410 1.0%	1,211,780 100.0%
合計	6,780,620 95.3%	337,320 4.7%	7,117,940 100.0%

表4 事実婚関係にある年齢別の割合

〔オーストラリア〕

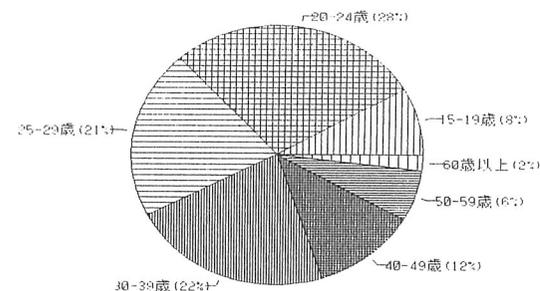
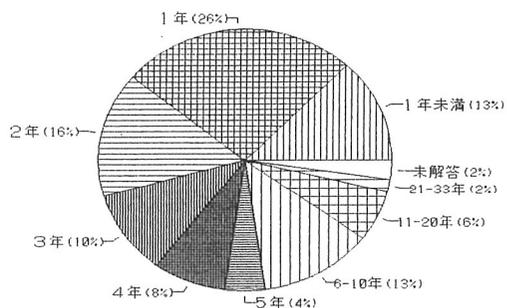


表9 事実婚の継続期間（1982年）

〔オーストラリア〕



資料2 関連条文（私訳）

De Facto Relationships Act, 1984
(Act No.147, 1984)

第3条

1項 本法に於いては、他に別の定め無き限り、

「申立人」には反訴の申立人が含まれる。

「指定の日」とは第2条2項で定められた日を意味する。

「事実上の配偶者」とは以下の者を意味する。

(a) 男性に対する関係では、その男性と婚姻はしていないが誠実な家庭的基盤に基づきその男性の妻としてその男性と現在共同生活をしているかまたは共同生活をしてきた女性。

(b) 女性に対する関係では、その女性と婚姻はしていないが誠実な家庭的基盤に基づきその女性の夫としてその女性と現在共同生活をしているかまたは共同生活をしてきた男性。

「事実婚」とは事実上の配偶者間の関係で、お互いに婚姻はしていないが誠実な

表8 雇用状況別の婚姻・事実婚・未婚の割合（1982年）

〔オーストラリア〕

年齢別		雇用 (%)	失業 (%)	未就労 (%)	合計 (%)	失業率 (%)
15-19歳	婚姻 男性数	2,830	100	-	100	-
	婚姻 女性数	22,090	35.1	10.3	54.6	22.7
	事実婚 男性数	7,200	82.2	17.8	100	17.8
	事実婚 女性数	21,040	44.2	26.8	100.1	37.8
	未婚 男性数	404,540	76.8	14.8	100	16.2
	未婚 女性数	355,210	66.2	17.8	100	21.2
20-29歳	婚姻 男性数	487,340	94.4	4.3	100	4.4
	婚姻 女性数	696,940	50.8	5.3	100	9.4
	事実婚 男性数	83,410	85.6	11.4	100	11.8
	事実婚 女性数	83,190	71.6	8.4	100	10.8
	未婚 男性数	654,210	83.6	9.4	100	10.1
	未婚 女性数	407,410	77.6	10.6	100	12.0
30-39歳	婚姻 男性数	902,160	95.6	2.6	100	2.6
	婚姻 女性数	892,040	51.5	4.5	100	8.0
	事実婚 男性数	41,850	93.3	5.6	100	5.7
	事実婚 女性数	33,650	59.6	10.8	100	15.3
	未婚 男性数	120,630	84.1	6.3	100	7.0
	未婚 女性数	67,380	79.4	5.5	100	6.5
40-49歳	婚姻 男性数	703,060	94.4	2.3	100	2.4
	婚姻 女性数	655,250	57.3	3.7	100	6.0
	事実婚 男性数	22,750	91.5	5.9	100	6.0
	事実婚 女性数	16,600	64.9	8.9	100	12.0
	未婚 男性数	54,950	78.8	7.9	100	9.1
	未婚 女性数	29,580	72.4	3.4	100	4.5
50歳以上	婚姻 男性数	1,331,840	54.4	1.5	100	2.7
	婚姻 女性数	1,087,070	23.2	0.8	100	3.3
	事実婚 男性数	15,650	64.9	6.9	100	9.6
	事実婚 女性数	11,990	42.1	4.4	100	9.5
	未婚 男性数	105,470	48.8	4.7	100	8.8
	未婚 女性数	104,420	20.7	1.6	100	7.2

(b) 主婦または親の立場でなされた貢献を含めて、事実上の配偶者内の一方の福祉または事実上の配偶者相方および以下の条項に掲げる者により構成されるその家族の福祉のためになされた、他方の事実上の配偶者による貢献。

(i) その配偶者間の子供。

(ii) その子供が、その配偶者のどちらか一方の子供であると否にかかわらず、その配偶者の双方またはどちらか一方によりその配偶者の家庭に入ることを認められた子供。

第26条

本章で規定する場合を除き、事実上の配偶者は相手方配偶者を扶養する義務を負うことはなく、また相手方配偶者から扶養を受ける資格を付与されることもない。

第27条

1項 扶養に関して本章に規定する命令を求める事実上の配偶者による申立てに対し、以下の各号のいずれか一方または両方を満足する場合には、扶養（期限を限ったものであると否にかかわらず）の命令を下すことができる。

(a) 申立人が、その事実上の配偶者間の子供または相手方の子供の養育のために自分自身を適切に扶養できない場合であって、申立てのなされた日にその子供が以下の条件を満たすとき。

(i) (ii) で規定される場合を除いて、子供の年齢が12歳未満であるとき。

(ii) 身体的に障害がある子供または精神的に障害がある子供の場合は、16歳未満であるとき。

(b) 申立人の所得能力がその関係により不利な影響を受けたために、申請者が自分自身を適切に扶養することができない場合であって、裁判所の見解として以下のように認められるとき。

(i) 扶養の命令を下すことにより、申立人が訓練または教育のためのコースまたはプログラムを始めることを可能にし、そのことにより申請者の所得能力を増すことができると認められるとき。

(ii) その事例のあらゆる状況を考慮して、扶養の命令を下すのが妥当であると認められるとき。

家庭的基盤に基づき夫と妻として共同生活をしているかまたは共同生活をしてきた者の関係を意味する。

「財産資源」には、事実上の配偶者の双方またはそのどちらか一方に関し、以下のものが含まれる。

(a) 老齢退職年金、退職手当またはこれと類似する給付金が支給される基礎となる計画、基金または協定に関する将来の請求権または資格。

(b) 裁量信託の規定に従って、事実上の配偶者の双方またはそのどちらか一方の目的のために委託され、使用されまたは運用されるものとなり得るような財産。

(c) その譲渡または処分が全体的または部分的に事実上の配偶者の双方またはそのどちらか一方の支配下にありかつその夫婦自身またはどちらか一方の目的においてまたはその目的に対してその事実上の配偶者の双方またはそのどちらか一方のための使用または運用が可能であるような財産。

(d) その他の価値のある財産。

第7条

本法は、事実上の配偶者が他の如何なる法に基づきその救済を求めようとも、その権利を奪ったりまたは影響を及ぼしたりすることはない。

第19条

本章で規定する訴訟手続きに関し、裁判所はその事実上の配偶者間の財産関係を最終的に解決し、将来の訴訟を避けるような命令を下さなければならない。

第20条

1項 事実上の配偶者の双方またはそのどちらか一方の財産に関する権利を調整するために、本章で規定する命令を求めてなされる事実上の配偶者による申し立てに対して、裁判所は以下のことを考慮してその命令を下すことが正義公平であると思われるような場合には、財産に関しその事実上の配偶者双方の権利を調整するような命令を下すことができる。

(a) 当事者双方またはそのどちらか一方の財産に関し、その獲得、維持または改善のために直接または間接になされた、事実上の配偶者によるまたは事実上の配偶者のための、財産的または非財産的貢献。

- (i) 2項に規定されている場合を除いて、当事者間に存在する事実婚の解消を考慮している時期、または、
 - (ii) 当事者間に存在した事実婚の解消の後であり、また、
- (b) 他の事項に関する取り決めが存すると否とにかかわらず、財産事項に関する取り決めをなすことを、意味する。

2項 本章に規定する命令を下すことを決定する場合およびその命令にしたがって支払われる総額を決定する場合において裁判所は以下の事項を考慮する。

- (a) 各事実上の配偶者の収入、財産、および財産的資源（事実上の配偶者のどちらか一方に対して支払われるなんらかの年金、手当または給付金もしくは事実上の配偶者のどちらか一方の有する年金、手当または給付金に対する資格を含む）ならびに各事実上の配偶者の特有で有利な雇用に対する肉体的および精神的な能力。
- (b) 各事実上の配偶者の財産上の必要性および義務。
- (c) 各事実上の配偶者の第三者を扶養する責任。
- (d) 事実上の配偶者双方の財産に関し第20条に基づき下された判決または下すよう求められている判決。
- (e) 裁判所またはその他の機関の命令に従って、申立人の養育している子供の扶養に関してなされた支払。

3項 扶養の命令を下す場合に裁判所は可能なかぎりその命令を下す判決が申立人の年金、手当または給付金の資格を維持することを保障する。

第44条

1項 本章において、

「同棲の合意」とは、男性と女性の合意であり、その合意に関して第三者が関与すると否とにかかわらず、

(a) (指定の日の前であると後であるとかかわらず) その合意がなされたのが、

(i) 当事者が、事実婚に入ることを考慮している時期、または、

(ii) 当事者の間に事実婚が存在する期間であり、また、

(b) 他の事項に関する取り決めが存すると否とにかかわらず、財産事項に関する取り決めをなすことを、

意味する。

「別居の合意」とは、男性と女性の合意であり、その合意に関して第三者が関与すると否とにかかわらず、

(a) (指定の日の前であると後であるとかかわらず) その合意がなされたのが